

介護保険だより

平成30年2月号

群馬県国民健康保険団体連合会

平成30年度制度改正について

平成30年度の制度改正については、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目的に以下の改正が施行されます。

なお、施行については、4月、8月、10月の3つの時期に分けて実施されますのでご注意ください。

1 介護医療院の創設【4月施行】

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されます。

なお、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとされています。

(1) 請求明細様式の追加

介護医療院創設に伴い、請求明細様式第四の三（介護医療院における短期入所療養介護）、四の四（介護医療院における介護予防短期入所療養介護）、九の二（介護医療院サービス）が追加となります。

(2) サービス種類の追加

介護医療院創設に伴い、2A：短期入所療養介護（介護医療院）、2B：介護予防短期入所療養介護（介護医療院）、55：介護医療院サービスが追加となります。

2 要介護認定に係る有効期間の見直し【4月施行】

平成30年4月以降、更新認定有効期間の上限が36か月に変更されます。

このため、該当受給者に関しては、受給者台帳の「認定有効期間」欄及び「訪問通所サービス上限管理適用期間」欄に36か月の期間が設定されますので、窓口で介護保険被保険者証を確認する際にはご注意ください。

3 共生型サービスの創設【4月施行】

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに「共生型サービス」が位置付けられます。

4 現役並みの所得のある者の利用者負担の見直し【8月施行】

平成30年8月から、一部の受給者における利用者負担割合が3割となります。このため、利用者負担割合については、各保険者（市区町村）から発行される「介護保険負担割合証」を介護保険被保険者証と併せて確認し、請求事務を行っていただきますようお願いいたします。

5 福祉用具貸与の見直し【10月施行】

福祉用具貸与の価格適正化を目的とし、平成30年10月サービス分から福祉用具貸与費の上限チェックが行われます。

なお、上記の各改正内容については、現時点で判明している情報となり、変更等がある場合がありますので、ご了承ください。

今後の改正に係る情報等にご留意いただきますようお願いいたします。

窓口での請求データ受付について

請求データを収めた電子媒体を直接本会の窓口にご持参された場合は、その場でシステムへの取込みを行い、正常に受け付けられるまでお待ちいただいておりますが、平成30年2月からは原則として、窓口では電子媒体の受領（枚数確認）のみとさせていただきます。

万一、エラー等により請求データが正常に受け付けられなかった場合には、電話連絡をいたしますので、改めて電子媒体の提出をお願いいたします。

なお、12時から13時までは受付時間外となり担当者が不在となりますので、本会窓口にご持参される場合には、8時30分から12時まで、または13時から17時15分までをお願いいたします。

免除届出書の提出期限は平成30年3月31日までです

書面での請求については、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されており、原則、平成29年度（平成30年3月31日まで）いっぱい認められなくなりますが、経過措置の条件に該当する請求事業者については、免除届出書を作成し「その旨を審査支払機関に届け出る（提出する）」ことにより、平成30年4月1日以降も書面での請求が認められます。

平成30年4月1日以降も書面での請求を希望される場合には、平成30年3月31日までに免除届出書をご提出ください。

なお、経過措置の条件については、以下のとおりです。

1 附則第2条に係る条件

- (1) 居宅介護支援または支給限度額管理が必要なサービス1種類のみを提供している事業所
- (2) 支給限度額管理が不要なサービス1種類のみを提供している事業所
- (3) 上記(1)及び(2)のサービスを各1種類ずつ提供している事業所 他

2 附則第3条に係る条件

従事する常勤の介護職員その他の従事者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合

3 附則第4条に係る条件

電気通信回線設備の機能に障害が発生した場合 他

経過措置条件の詳細については、請求省令（厚生労働省令第57号）をご確認ください。

また、免除届出書の様式については、WAMNET（http://www.wam.go.jp）に掲載されていますので、そちらをご覧ください。

The screenshot shows the WAMNET website interface. A search box is highlighted with a red box, and a callout box contains the text: 「介護保険最新情報 Vol.388 ワムネット」と入力・検索すると簡単に見つけることができます。 Below the search results, a table lists the document content and download links. The table has two columns: '内容' (Content) and '資料' (Material). The first row shows '本文' (Main Text) with a 'ダウンロード' (Download) link. The second row shows '別紙様式' (Separate Paper Form) with a 'ダウンロード' (Download) link. A red box highlights the '別紙様式' row.

内容	資料
本文	ダウンロード
別紙様式	ダウンロード

介護電子媒体化ソフト Ver. 2 のリリースについて

1 介護電子媒体化ソフトについて

国保中央会から介護電子媒体化ソフト Ver. 2 がリリースされました。

本ソフトは、これまで書面により介護給付費明細書を提出していた事業所が、電子媒体により、請求データを国保連合会に提出するためのCSVファイルを作成するソフトです。

群馬県国保連合会のホームページで最新のVer. 2の取得や利用上の注意点等を確認することができますので、詳細はそちらをご覧ください。

なお、本ソフトは任意で使用していただくソフトですが、従来のVer. 1は動作保証が終了となりましたので、引き続き本ソフトを使用される場合には、Ver. 2のインストールをお願いいたします。

また、本ソフトで作成したCSVファイルは、インターネット請求ではご使用できませんので、予めご承知おきください。

2 介護電子媒体化ソフト対象サービス

サービス種類コード	サービス種類名称	請求様式
17	福祉用具貸与	様式第二
31	居宅療養管理指導	様式第二
34	介護予防居宅療養管理指導	様式第二の二
67	介護予防福祉用具貸与	様式第二の二

請求もれにご注意ください

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と規定されております。

請求期間を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求もれがないよう十分ご注意ください。

また、伝送事業所において、送信時にエラーが発生したことにより正常に受け付けられていないことがありますので、請求データを送信した際には、必ず伝送ソフトの送信結果確認画面から到達結果及び受付結果の確認を行ってください。

なお、インターネット請求の場合には、電子請求受付システムのログイン後の照会一覧からも到達結果等を確認することができますのでご活用ください。

○電子請求受付システムの総合窓口

<http://www.e-seikyuu.jp/>

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

